1 特徴的な事故実態

車は便利で快適な乗り物ですが、その反面、使いかたを誤ると悲惨な交通事故を起こす恐ろしい凶器にもなります。交通事故は大きな社会問題であり、毎年多くの人が交通事故で死傷しています。

令和7年中の死者数は、2,547人（前年比−116人）で、2年連続で減少となりました。近年減少傾向が鈍化していますが、統計開始（昭和23年）以来過去最少となりました。

また、交通事故発生件数（287,023件）、負傷者数（338,508人）も、同様の傾向にあります。

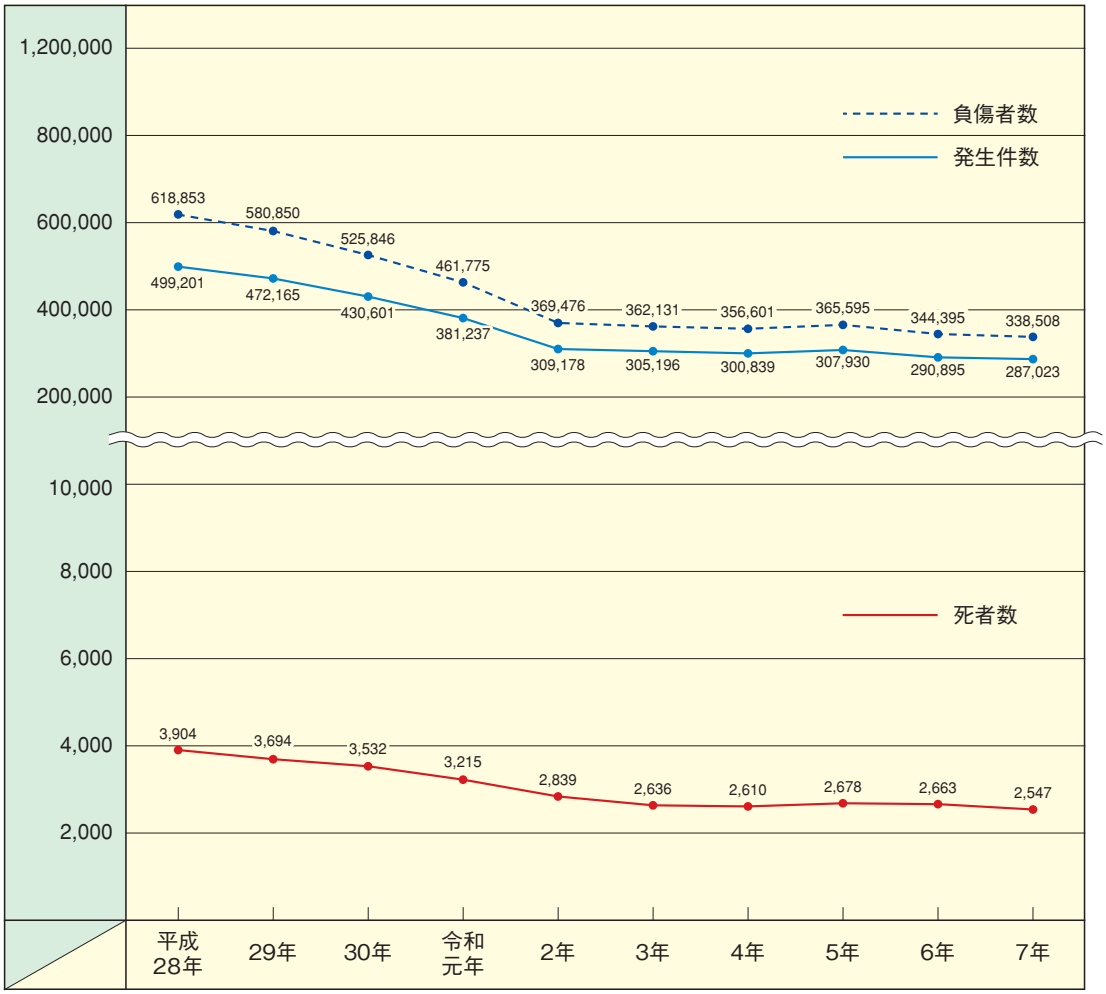

1 交通事故の特徴

(1) 発生時間帯

死亡事故は16時から20時の時間帯に多く発生しています。この時間帯に多発しているのは、昼間に比べて運転に必要な情報がとりにくく、認知、判断が遅れること、交通量が少なくなって速度を出しやすく、また、注意力が散漫になることなどが原因としてあげられます。

死亡事故の時間帯別発生状況（件数）　（令和7年）

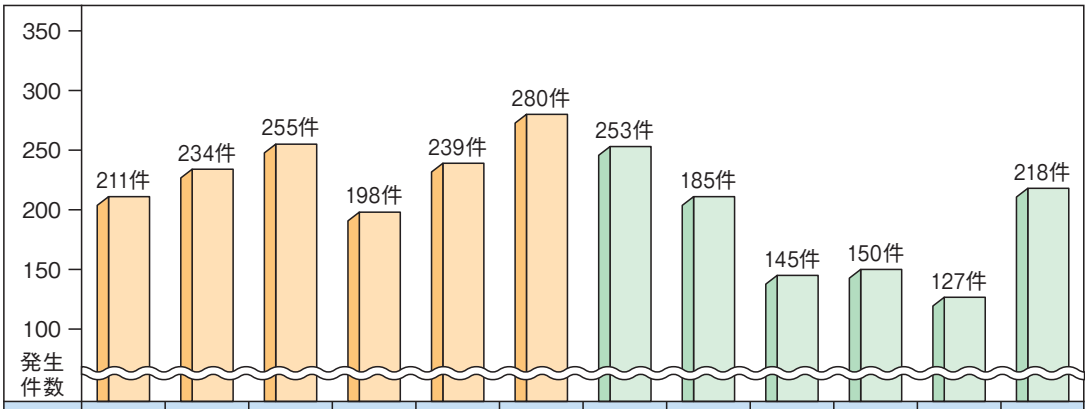

時間帯	6～8	8～10	10～12	12～14	14～16	16～18	18～20	20～22	22～24	0～2	2～4	4～6
構成比（%）	8.5	9.4	10.2	7.9	9.6	11.2	10.1	7.4	5.8	6.0	5.1	8.7

(2) 発生場所

死亡事故は交差点とその付近で最も多く発生しています。交差点は上り下りの交通だけでなく、左右の交通も加わり、また、車両や歩行者が交わりあい、他の交通とかかわりあいながら通行する場所だからです。

これについで単路の事故が多くなっています。単路は速度を出しやすいこと、無謀運転をしがちなことなどが関係しています。

つぎにカーブ・屈折地点が続きます。速度の出しすぎやハンドル操作のミスなど、安全を無視した運転が原因となっています。

死亡事故の道路形状別発生状況（件数）

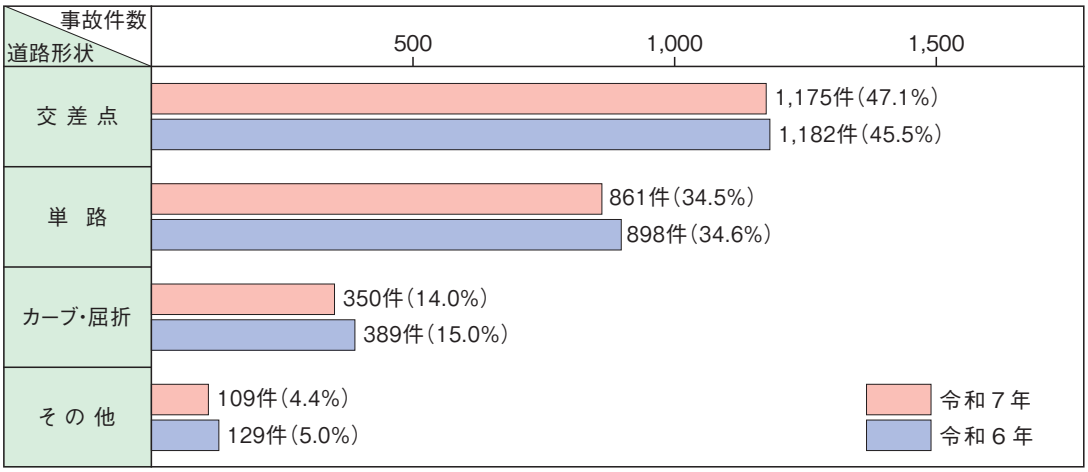

(3) 運転者の年齢

死亡事故件数を年齢層別に見ると、高齢者が最も多く、ついで50歳代、40歳代の順に多くなっています。前年と比較すると、40～49歳が最も減少しました。

若者の運転による死亡事故は、昭和50年代半ばから増加傾向にありましたが、平成2年（3,828件）をピークに減少に転じ、その後はほぼ一貫して減少し、10年間で3分の1以下となり、17年には30歳代を下回りました。一方、高齢運転者による死亡事故は、運転免許保有者数が10年間で約1.2倍に増加していることなどを背景に、全件数の約3分の1を占める高い水準にあり、20年以降連続して最多の年齢層となりました。中でも75歳以上は、より高い水準にあります。

年齢層別第一当事者（原付以上運転者）の死亡事故件数の推移

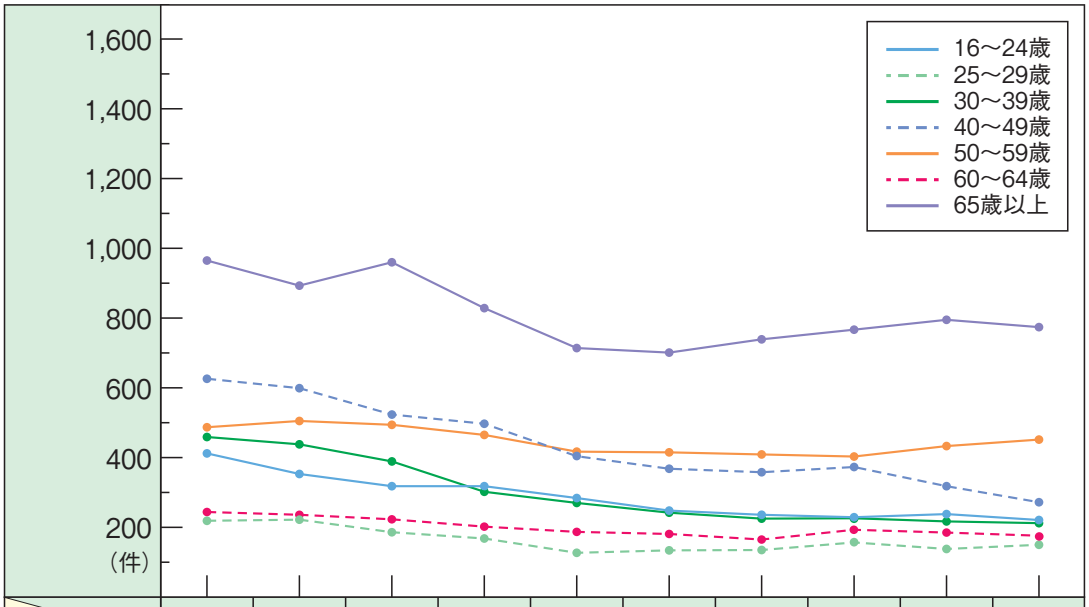

年齢	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
16～24歳	412	353	318	318	284	248	236	229	238	221
25～29歳	216	222	186	168	127	134	135	157	138	150
30～39歳	459	438	389	302	274	242	225	226	217	212
40～49歳	626	599	524	497	404	368	358	373	318	272
50～59歳	487	505	494	465	417	415	409	403	433	452
60～64歳	244	236	223	202	187	181	165	193	185	176
65歳以上	965	893	960	827	714	701	739	767	795	773
合 計	3,409	3,246	3,094	2,780	2,407	2,289	2,267	2,348	2,324	2,256

若年運転者の死亡事故を見ると、とくに正面衝突、出会い頭の事故が目立っています。無謀な運転をしたり、漫然とした運転をしたりする傾向があることが関係していると考えられます。

(4) 運転経験

運転経験別に見ると、経験年数が短い人ほど事故を起こす割合が高くなっています。これは、危険を予測する能力や安全運転をしようとする心構えが十分でないからといえます。

(5) 法令違反

死亡事故の要因となった法令違反の中では、漫然運転が最も多く、ついで運転操作不適、脇見運転の順になっています。しかし、若年運転者では最高速度違反が、高齢運転者では運転操作不適が最も多くなっています。いずれも運転者の心構えと、ちょっとした注意や危険予測で防げるものです。

要因別死亡事故発生状況（第一当事者）　（令和7年）

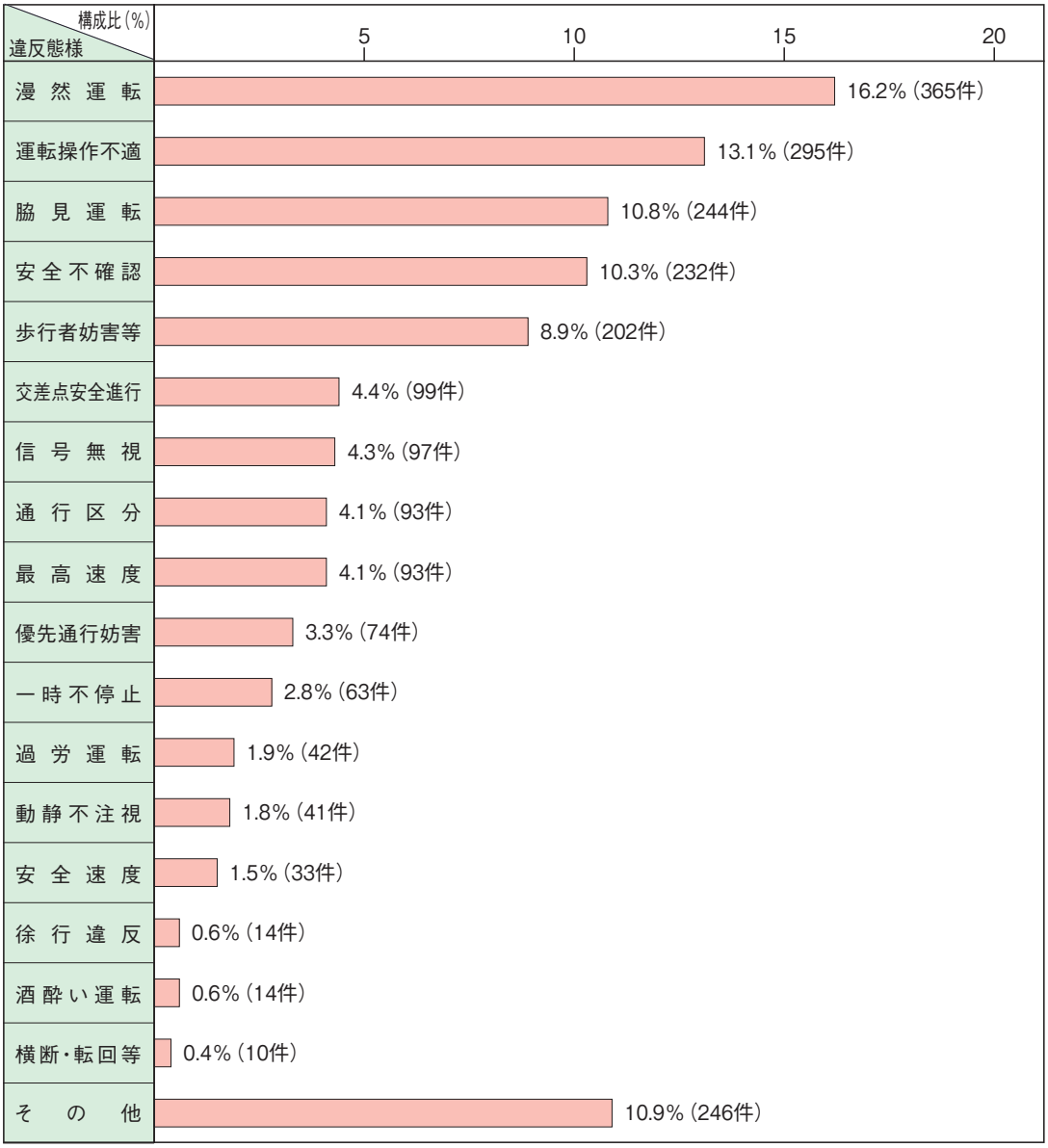

2 二輪車の露出性と傷害

二輪車は、全身が常に外部にさらされているため、事故を起こした場合は重大事故となる危険性が非常に高くなります。

(1) 服装など

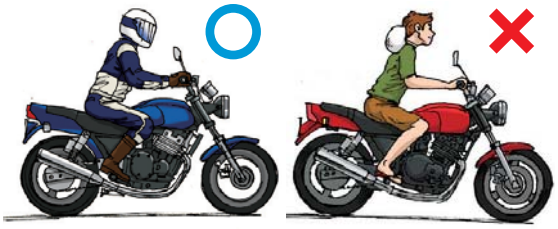

㋐ 体の露出がなるべく少なくなるような服装をし、できるだけプロテクターを着用しましょう。

㋑ 他の運転者から見て、よく目につきやすいものを着るようにしましょう。

㋒ げたやサンダルなど、運転の妨げになる履き物をはいて運転してはいけません。

㋓ 夜間は、反射性の衣服または反射材のついた乗車用ヘルメットを着用するようにしましょう。

㋔ 同乗者についても同様です。

(2) ヘルメットの着用

㋐ 乗車用ヘルメットをかぶらないで、自動二輪車や一般原動機付自転車を運転してはいけません。また、乗車用ヘルメットをかぶらない人を乗せて自動二輪車を運転してはいけません。

二輪車（一般原動機付自転車を含む）に乗っていて、事故で死亡した人の多くは、頭部のけがが致命傷となっています。

㋑ 乗車用ヘルメットは、**PS(C)マークかJISマーク**[*1]のついたものを使い、あごひもを確実にしめるなど正しく着用しましょう。

工事用安全帽は、乗車用ヘルメットではありません。

＊1

PSCマーク

JISマーク

Pick up ピックアップ

脚部の負傷に注意

事故によるけがで最も多いのは、脚部（足）です。万一転倒した場合は、車両に巻き込まれないようにしましょう。

交通事故による二輪運転者の傷害部位（全傷害）

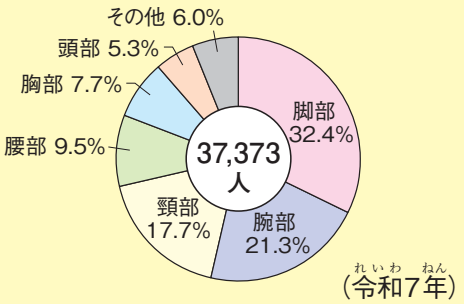

（令和7年）